

私立学校被災生徒等授業料等減免補助金 (東日本大震災対応分)の概要

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）による被災地域において被災し就学困難となった私立学校の園児、児童又は生徒の就学の機会を確保するため、都内私立学校の設置者が被災生徒等の授業料等を減免した場合に、当該減免額を補助する（上限あり）。

1 制度の概要

(1) 対象学種

幼稚園※1、小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校、
幼保連携型認定こども園（1号認定のみ）

(2) 対象課程及び生徒

年収約590万円未満の世帯※2であり、原子力災害被災地域※3における福島第一原子力
発電所事故による被災を起因とした事情で家計が急変し、引き続き授業料等※4が
納付困難な者※5

ただし、避難先に定住をした、又はすることの意思確認がなされた場合には、本補助金の
対象とはならない。

(3) 対象経費

当該年度の授業料等の減免額※6

(4) 補 助 率

10分の10（1人あたり補助限度額あり※7）

※1 個人立等幼稚園（附則6条園）を含む

※2 都道府県民税・区市町村民税所得割額の合計額が、257,500円未満の世帯

※3 福島第一原子力発電所事故による次のいずれかの地域又は地点

(1) 警戒区域又は計画的避難区域

(2) 緊急時避難準備区域若しくは屋内退避指示が出ていた区域

又は特定避難勧奨地点のうち市町村の判断により居住者が避難した地点

（詳細は別添3「私立学校被災生徒等授業料等減免補助金（東日本大震災対応分）における被災区域について」を参照）

※4 授業（保育）料、入学（入園）費、施設整備費等、実質的に授業料と同等とみなせる納付金

※5 学校が学籍に関する記録を残さない「事実上の就学」も補助対象

※6 幼稚園就園奨励費、高等学校等就学支援金等による授業料等の軽減額は補助対象外

※7 幼稚園・幼保連携型認定こども園＝453,423円、小学校＝909,697円、中学校＝834,964円、
高等学校＝780,460円

2 補助対象生徒等の主な認定方法

(1) 福島第一原子力発電所事故により被災したことの確認方法

- ① 発災時に原子力災害被災地域に在住していたことによる確認
- ② ①によらない場合は、原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災に起因する家計急変を証する書類による確認

(2) 被災に起因する家計急変により授業料の納付が困難であることの確認方法

- ① 課税証明書等、年収約 590 万円未満の世帯であることが確認できる書類

<令和6年度からの継続申請者>

- ・ 新規申請者と同様、必要書類を一式提出
- ・ 家計急変の認定に係る資料等、前年度と変更がない場合も同様
- ・ 上記の場合、今年度の家計状況について、生徒等在学状況確認書に記載

3 日程及び手続（予定）

- | | |
|---------------|------------------------|
| ○ 7月1日～7月31日 | 第1回補助金交付申請受付期間 |
| ○ 8月中旬～下旬 | 第1回受付分補助金交付決定 |
| ○ 10月6日～11月7日 | 第2回補助金交付申請書受付期間 |
| ○ 1月中旬～下旬 | 第2回受付分補助金交付決定 |
| ○ 2月中旬～3月上旬 | 実績報告書等の提出（第1回・第2回受付分） |
| ○ 4月中旬 | 額確定及び補助金交付（第1回・第2回受付分） |

<問合せ先> 東京都生活文化局私学部私学振興課
03 (5320) 4239